

明代の城隍神信仰とその源流

松本浩一*

The City God cults in Ming period and their origins

Koichi Matsumoto

城隍神の廟は、現在台湾において五・六十ほど存在しているが、現世の地方官にあたる冥界神として、人々の善悪の行いを監視するという役目を与えられている。この論文では、宋代から明の後期にかけての城隍神信仰の変遷をたどり、その信仰の源流の一端を明らかにする。宋代においては、城隍神はすでに冥界の地方神として、地方官の信仰の対象となっていたが、社稷神など同様な性格の神々と比べて、特にその信仰が重んぜられていたとは言えない。しかし城隍神は、国家祭祀の一部としての信仰とはほかに、民間においては別の信仰の伝統をもっていたように見える。ここでは道教呪術の中に登場する城隍神の性格、あるいは道教の葬送儀礼である黄籙齋における役割について考察し、亡魂の取り締まりという役割が確立していたこと、いち早く城隍神のヒエラルキーが成立していたことを指摘する。そして明初の詔令に定められた城隍神のヒエラルキーと、厲壇の祭祀における城隍神の役割が、それらを反映していることを指摘する。さらに明代中期以降の、城隍廟の改修・重建時に書かれた碑文・廟記を考察し、規模の拡大の傾向と共に、明初の制度化にも係わらず、民間の城隍神信仰の伝統が一貫して存在していたことを指摘する。

In this paper the City God cults in Sung and Ming China are considered. In Sung times City Gods already are worshiped officially but other Gods also are worshiped in such cases as pray for rain or fine weather. But position and services of City God in Taoist Rituals reflect another tradition of City God cults. In this paper essay Yi-jian Zhi (夷堅志) and criminal code in Taoist Canon are considered. City God's hierarchy reflected in Taoist official documents which are issued in Huang-lu Zhai (黄籙齋) affected in the hierarchy of City Gods which is coded in imperial edicts of Ming Hong-wu ti (洪武帝). And City God's services in the Huang-lu Zhai affected the services in the worships of unrelated and revengeful ghosts which are established in Ming official ritual codes. At last inscriptions written at celebration of temple reconstruction in latter Ming are considered and these facts are indicated that the traditions of popular cults of City Gods have been existed irrespective of the systematization of City Gods cult by imperial offices in early Ming.

*筑波大学図書館情報学系
Institute of Library and Information Science, University of
Tsukuba

はじめに

現在台湾などの祠廟で見られる定期・不定期の祭典や、日々の信仰の形態、あるいは祠廟の建物や、神像の配置などの構成、信徒の組織や彼らと祠廟との関係など、祠廟をめぐる様々な状況が、宋代を出発点として形成されてきたものであることは、筆者自身も様々に指摘してきた⁽¹⁾、またこのことに言及している研究者も多い。もちろんこのことは、宋代の祠廟信仰の状況から現在に至るまで、大きな変化がなかったということの意味しているわけではない。特に明代の中期ごろから、大規模な廟会の出現や、祠廟の壮大化など、大きな変化があったことも指摘されている。

この論文では、主として城隍神じょうこうしんの信仰を取り上げ、宋から明の後期にかけての時代の変遷と、一貫して観察される性格とについて論じていくことにしたい。はじめに現在の台湾に見る、城隍神信仰の特色について述べる。次に宋代の城隍神信仰の性格について、主として地方官の信仰対象としての面と、道教の呪術儀礼に見られる城隍神の役割・性格という面につき、先行研究や廟記、夷堅志などの小説、道教学文献から探る。そして有名な明初の城隍神に関する詔令と、厲壇れいだんの祭祀における城隍神の役割についての規定から、その冥界神としての役割・性格が、宋代の道教儀礼に見られるものを反映していること、およびそれらが後代に及ぼした影響について論じ、最後に明代中期以降の城隍廟の変化について指摘することにした。

1. 現代の台湾における城隍神信仰の性格

劉還月氏によれば、現在台湾には五十から六十ほどの城隍廟が存在するという⁽²⁾。それには府城隍や県城隍などのかつての行政組織に対応するものばかりではなく、有名な台北市大同区の霞海城隍廟や、もともと打ち捨てられた骨を集めて祀ったという性格を持つ神である有応公が、城隍に昇格したという経緯を持つ台南の小城隍廟など、必ずしも行政組織と対応しない城隍廟もある。

日本時代の台湾の城隍神信仰について、鈴木清一郎氏は次のように述べている。

臺灣人間に於ては地方官は現世の陽間即ち五官感知界を支配するに對し、城隍爺は専ら陰間、即ち五官超越界を支配し兼ねて來世をも支配するものと解し、地方官を陽官と云ふに對し、城隍爺を陰官と稱し、前者は法律上の非違を處斷するに過ぎざるも後者たる城隍爺は現世より來世に互る人事の總べても處理

するもので現世に於て爲した惡事、又は善事の總べての行爲を審理し、吉凶禍福は何れも其の審判の結果なりと信じ深く畏れ敬ふのである。故に清國時代の地方官が自ら判断に苦しむ難件に出會つたときは、夜間城隍爺に參詣し睡眠して神の夢告を請うた。又争訟事件を審理するに當り關係者等が事實を吐かざる時は之を城隍廟に伴ひ行き「呪咀」とて神前に誓を立てさせるときは其の神罰を恐れ事實の申立てを爲すに至る。…之が爲め人民は益々城隍爺を畏れ敬ひ、何事も之れに祈願するに至り、疾病不運等何れも罪科を犯した結果と信じ、城隍爺に謝罪の誠意を捧げ、平癒祈願を爲し…⁽³⁾

これによれば、城隍神は現世の地方官に対応する、あの世の地方官という性格をもっており、人の善悪の行いを監察して裁き、その報いとして吉凶禍福を与えると考えられていた。そのため人々は城隍神を畏れ敬い、病気や不運などの際に祈願するにあたっては、罪過を謝罪して祈願をなすという。

このような信仰の中にも、あの世における官制の一端を担うという面と、善悪の裁きと報いをなすという人々の信仰という面とがみてとれよう。先述の大同区の霞海城隍廟の祭典は、台北の三大祭りとして観光案内には必ず掲載されている有名なものだが、城隍廟の祭典にあたっては、暗訪夜巡を伴うのが特徴である。これは、城隍神の誕生日に当たる祭典当日の御輿の巡行に先立ち、その日の前夜同じように神の御輿が巡行するもので、これには人々の本性が現れる夜に、人々の善悪の行爲を監察するという意味があるとされている。

2. 宋代の城隍神信仰とその性格

2.1 宋代の地方官と城隍神

宋代の城隍神信仰については、すでに小島毅氏、ジョンソン氏などが論じている。小島氏は、真徳秀が祠廟に春祈秋報や祈雨祈晴等の祈願をするにあたって記した祝文や、この時代の地方志における位置づけなどを分析し、真徳秀が原則的には社稷しゃしよく等のほうが正しい神格であるとの認識をもちながら、城隍神に対して高い評価を与えていたことを指摘している⁽⁴⁾。

これについては、陸游も次のように述べている

それで唐より以来、郡や県ではみな城隍神を祭り、今の世になって最も謹んでいる。郡県の長官の謁見も、その儀は他の神々の祠廟より上である。社稷は尊いとはいっても、ただ決まりによって行っているだけで、祈禱お祓いや感謝の祭りなどは、城隍だけ

である。

…故自唐以來，郡縣皆祭城隍，至今世尤謹，守令謁見，其儀在他神祠上，社稷雖尊，特以令式從事，至祈禳報賽，獨城隍而已，則其禮顯不重歟

陸游「寧德縣重修城隍廟記」（『渭南文集』卷17）

すなわち陸游によれば、長官の謁見などについては他の神祠より、春秋の祈報については社稷より重んじられていたという。

しかし小島氏は、一方で地方志を編纂した地方官にとって、城隍廟が必ずしも最高の祠廟とは見なされていなかったことを指摘している⁽⁶⁾。この時代の地方官が抱いていた、城隍神に対する観念の揺れについては、小島氏の論考でも触れられているが、真徳秀が雨や晴を祈った際の祝文などを見ても、その他の諸廟に比べ、特に城隍廟が区別され、重視されたというわけではないように見える。

春に収穫を祈るための祝文においても、あるいは雨を祈ったり、雨が降ったのを感謝する場合の祝文などにおいても、「春祈諸廟祝文」、「諸廟祈雨祝文」、「諸廟謝雨祝文」あるいは「諸廟祝文」となっている場合が多い。また「社稷神風雨雷師城隍諸廟祈晴祝文」などのように、関係の神々が列記されていたりする。しかし神を特定している場合には、むしろ「社稷」となっていることが多い⁽⁶⁾。次の例は、晴を祈って霊験のあったことに対する感謝のためのものであるが、始めに社稷に対して祈願をすべきという観念と、実際にはそうしていないことに対して、いいわけをしている。この例は小島氏も挙げているが⁽⁷⁾、実際には祠廟に祈ることが優先されるようになってきていたことを端的に示している。

凡禱祈之事，必先社稷，禮也，屬者，霖雨過度，幾於靡神不請矣，而獨未及於土穡之神，此某不知禮之辜也
「社稷祝文」（同上 卷49）

次の雨を祈った祝文の場合には、社稷と城隍神が並べられている。

問者，將用道家法，致禱于紫微太乙之尊，念螻蟻之誠，未易上達也，則有謁于神，願爲請命昊穹，亟賜之雨

「社稷以下祝文（城隍・山川同）」（同上 卷49）

ここでは一方では道家の法、すなわち道教儀礼によって、紫微太乙の尊に祈禱をするとしながら、取るに足らぬわれらの願いは簡単には天神には達しないから、社稷・城隍神にもお願いすると、儒・道の別には特にこだわらない、功利第一のところを見せている。このような彼の態度については前論でも指摘したが⁽⁸⁾、であれば本来は社稷に祈るべきであるという観念があったにしても、それ

が城隍神に代わったからといって大きな問題とはなるまい。

次の例では、「郡国に守がいるように、城隍にも神があり、幽界とこの世とは異なるとはいっても、民に対する務めは一つだ」としており、冥界の官僚という観念も出来上がっていたことを示している。

城隍之有神，猶郡國之有守，幽明雖殊，其職於民，則一而已，某叨蒙上恩，來鎮此土，深惟責任之重，凡躬行之當勉，與瘼民之當紓，朝夕兢兢，不敢自忽，至於蠲除苗沴，丕降福祥，則神之職也，尚惟加意，俾寧厥居，民亦永永，事神無忘

「城隍」（同上 卷48）

以上の例からも、現世の郡国の守に比定されたりはしているが、祈雨の祝文では社稷などと同格になっており、他の祠廟に比しても、特に突出した存在ではなかったように見える。地方官が当該地方のために祈禱を行う場合、宋代ではまだ城隍の位置は定まっていなかったように見える。

このように国家祭祀に位置づけられた城隍神と、民間において冥界神と考えられていた城隍神とは、性格が異なるのではないかということについても、すでに指摘されている。小島氏は「しかし、真徳秀のような儒家官僚が、国家祭祀の中に位置づけようとする城隍神と、民衆の生活感覚における城隍神とは、同一の神でありながら性格を異にしていた」と述べ⁽⁹⁾、またジョンソン氏も、「このように官僚たちにとっての城隍神と、一般人にとっての城隍神には明確な違いがある」とし、「人々は城隍神を天界の官僚、もしくは忠義や正義など抽象的概念のシンボルとは捉えていなかった。彼らは城隍神と個人的な関係を確立していたのである」と述べている⁽¹⁰⁾。次に宋代の民間信仰や道教における城隍神について考察することにした。

2.2 『夷堅志』に見る宋代の城隍神

『夷堅志』などの小説に出てくる城隍神は、天心法など道士の行う呪術の中で、道士に呼び出されることが多く、そこではその地域の鬼神の取り締まりを行う、あの世の知県というより警察というべき存在となっている。次に挙げるいくつかの話は、いずれもそのような例である。ここでは話の概略のみ紹介する。

高の十歳の子が、知り合いの二人とともに東嶽廟で燈を見て、范安の廟外にある家で茶を飲み果物を食べたが、帰った後病気になる、うわごとを言って意識不明となった。郡人の姚將仕は粟を納めて官を買っていたが、五雷天心法を行うので、見てもらった。

まず神將に命じて土地神を呼び、小童に憑依させて詰問したところ、驚いて自ら語った。「官府は厳整なので、どうして邪な者がたたりをなすことがありましよう。おそらくはその家の婢・妾の類がしでかしたことでしょう。なぜ私が責められなければならないのです。捕らえるべき鬼などおりません」姚は謝して去り、その家に行って符を発し水を吹き出したところ、十日あまりで一人の婦人が引き立てられて来たが、それは母親であった。その来たわけを言わなかったが、姚が城隍神に牒状(文書)を発して収監した。そして再び呼び出したところ、「小官人について范の家に行き、そのまま随って県舎に入った」ということであった。そこで酒・饌(供え物)・香・紙銭を供えてこれを送り、泰山府に申状(文書)を呈して再生を願い、その棺を焼いたところ、子供の病気は治った。

支乙卷7「姚將仕」
司法の朱琮は、処州麗水の人であったが、祖父の大卿の恩によって官を得た。紹興8年、臨江軍の法に転任した。一人の妾がいたが、妻の王氏が許さず、彼女は日夜王氏の虐待に苦しみ、自殺するに至った。朱君はどんなときでも彼女を見るようになり、たいへんに憂い恐れていた。そこでの道士にお祓いの法を行い、城隍廟に牒を発して、拘束してもらった。

支乙卷7「朱司法妾」
南京の張通判の次男は、長年結核を患っており、極めて危ない状態にあり、多くの巫卜者はたたりがあるといっていた。たまたま路當可が何人かの客と南京に来たが、張はその行法が靈驗あらたかだと聞いていたので、名刺を持って会いに行き、状を携えて本末を訴え、救いを請うた。…にわかにな一人の符を持った鬼吏が状を携えて行った。しばらくして金紫の偉人が礼をし、廷下に謹んだ。路は詰問し、「おまえは城隍神だというのに、張氏に鬼がたたっているのになぜ捉えないのだ」というと、「ここに捉えてあります」と答えて、満身に血を浴びた少年を吏卒がつれてきた。…

三己卷8「南京張通判子」

天心法は道教の呪術の中でも、小説などにしばしば現れ、道士がこれを用いて非違をなす鬼神を裁き罰するという形式をもっている⁽¹¹⁾。この天心法や雷法は、そのような形式をもっているため、これらの呪術に関連して道教文献の中には、様々な鬼神に対する律が制定されており、そこには城隍神の役割が規定されているのが見られる。それによればやはり城隍神は、地域の鬼神を監督する義務があり、不正を見逃すと同罪になるとの規定や、

命を受けて非違を犯した鬼神の搜索・逮捕を行うときは、遅滞があってはならないこと、また呪術の執行に関係する役所が発行する文書を承けたら、直ちに執行することなどの規定がなされている。

呪術で使役する神將とともに、名山・山川・城隍・社令の神は、^{くじかいん} 馭邪院(天心法の執行に係わる冥界の役所)の文書を受け取ったら、印記を確認してから、謹んで護持し、速やかに対応するように。

諸神將、名山・大川・城隍・社令及三品神衆、凡遇承受馭邪院文字、並須驗認印記、嚴謹護持、速具報應、輒有輕易者、徒三年

『道法会元』卷250「太上天壇玉格下」

ここでは城隍神は名山・山川・社令の神とともに、馭邪院の指令文書を忠実に執行することが求められている。職務を担当する神で、民の婦女と私通する者や、鬼神で故なくして人の性命を害する者等に関する規定で、所属の城隍神・土地神で敢えて見逃した者は同罪。

諸當職之神、輒與民人婦女私通者、流三千里、情理重者奏裁、如地分鬼神犯者加一等、諸鬼神、無故害人性命、及偷盜人間財物、不受咨懇被捉者處死、所屬城隍・土地等、故縱者同罪、失覺察者杖一百

同上

山川・土地・司命・城隍神が命を受け、^{よこしま} 邪なたたりをなす者を搜索・逮捕するのに遅滞があったり、あえて管轄の地を通して人を害するのを許した時は、直ちに東嶽へ送って処断する。

諸山川・土地・司命・城隍、受命搜捕邪崇、輒有違滯、故縱於經歷地分害人者、直送東嶽處断、主者失覺察杖一百

同上

このように城隍神は、道教呪術においても、冥界神として地域の鬼神を監督する役割が与えられているが、このことは『夷堅志』の別の話の中にも見ることができる。丙志卷8に収められた「黄十翁」は、典型的な入冥譚で、誤って地獄に引き立てられた黄十翁が、地獄の総管司の副長官を勤めていた知り合いから、帰ったら人に善行を勧めるように説かれ、さらに次のように頼まれる。

私の家の者に伝えて欲しい。私は公務に就いていたが、どうして過がなかったといえよう。しかしかつて死罪の者三十一人を許してやった。この陰徳によって、神となることができた。衣服を一揃い造り、多くの経文を唱え、錢一万七千貫を焼き、疏文を具えて城隍司に奏上し、それで私が^{あがな}贖わなければならない分の残りを満たして欲しい。世人が功德を積んで死者を供養するには、城隍の証明が必要で、それ

によって福を獲ることができる。…

この冥譚には、ここで訳さなかった部分に、「仏經の説くところに嘘はない」という句が見えたり、観世音菩薩・地藏菩薩の名を唱えるところが見えたりと、仏教色に彩られているが、そこでも死者の管理を行う城隍神という観念が見えている。次に道教の葬儀である黄籙齋における城隍神の役割について見てみることにしたい。

2.3 黄籙齋の文書に見る城隍神

黄籙齋では、齋の施行にあたって、神々の協力を要請するために文書が発せられる。それは神々のランクによって、奏、申、牒の三種に分かれることは、前論で指摘した⁽¹²⁾。城隍神には牒状が発せられることになっているが、ここで注目すべきことは黄籙齋の文書の中で、都城隍一州城隍一県城隍のヒエラルキーが確立していることである。このことは洪武二年、三年に出された詔令における、城隍神ランク付けの先駆と位置づけられる。

まず天下都大城隍主者に対する牒文では、はじめにこれから行う黄籙齋についての具体的な報告があったあと、そのことを文書を発して各位の神々に申し上げ、命を下してもらうことを述べ、都城隍に対して次のように命じている。

速やかに指揮して、文書をまわし、府・州・県・鎮の城隍、祀典にある祠廟、一切の香火を奉じている場所、および九州の社令にこの大齋を行うことの理をつぶさに知らせ、上は勅旨符命に遵って、関を開き路を啓き、直符に照らし合わせて、姓名を備え行き、この会に関係する亡魂、および六道四生の孤魂滞魄を解放し、あらかじめ齋壇に赴かせて伺候させ、招き導いて帝真に参朝して法を聴かせ、救済を得て超生させ、また帝真を奉じ案内し請うて齋壇に赴かせ、醮礼を受けていただき、事が終わって功を奏上し位を上げて、少しばかり神々の功に答える。

牒候到請詳前項事理、疾速指揮、移文關報、諸府州縣鎮城隍、祀典廟貌、一切香火去處、及糞・兪・青・徐・揚・荆・豫・梁・雍州社令、知委修奉大齋事理、上遵敕旨符命、開關啓路、照應直符、備去姓名、放令(亡故某乙在會係薦)等魂、及六道四生孤魂滞魄、預赴齋壇伺候、召攝參真聽法、受度超生、延奉帝真之次、請赴齋壇、歆受醮禮、事畢言功遷賞、少答神勲、明真有格、威禁至重、事須遵奉、不請有違謹牒

『無上黄籙大齋立成儀』巻8

配下の各地方の城隍神ばかりではなく、その他の祀典にある神々や社令神に対し文書を回して、齋の施行を知らせ、関係の亡魂を齋壇に導くように命じている。そし

て壇内の汚れを祓い、壇内の守護を行うように述べている。

州内の管轄下にある県の城隍、また管内の祀典に係わる正式の神々に文書を回して、相互に悉知させ、配下の神兵を集め、会合に先立って、自ら進み来たって、専ら穢れた気を一掃し、壇席を防衛して、上帝の降臨に伺候し、葦厭を隔絶して、魔害をなそうとしている者は、みな禁絶して侵害することのないように請う。齋醮で必要とする物は、専ら神将にゆだねて、常に守護を行い、悪人・盗賊および虫・家畜などが、人知れず侵犯することのないようにするよう。

牒候到請檢照先牒事理、疾速移文關報、本州管下諸縣城隍、管内係國祀典正神、互相知委、部集神兵、預次會合、躬親前來、專一掃蕩穢氛、防衛壇席、祇候上帝降臨、隔絶葦厭、欲魔害者、並請禁絶、無令侵害、應沿齋所須法用物儀、專委神將、常行守護、不得輒令惡人盜賊及蟲畜等、暗有侵犯 同上

ここでは城隍神は、冥界の将兵を束ねて、齋壇およびそこにやってくる高位の神々を護衛し、また亡魂を監督し導いて齋壇へ赴かせることが期待されている。ここで紹介したのは都大城隍に対する牒文であったが、続いて府城隍、県城隍に対する牒文が載せられていて、上記のような役割が命ぜられているほか、順番に管轄地域の諸神に文書を回すように指示されている。ここには都城隍一州城隍一県城隍のヒエラルキーが、道教内ではすでに成立していたことがわかる。また城隍神の役割として、亡魂を監督することがあげられているが、これも明初に成立した厲壇の制度において、祭祀される亡魂を管轄することとつながっていると考えられる。この文書内に現れる城隍神の性格は、神将・神兵を束ね、亡魂を監督するなど、いわば冥界の警察官としての性格が強い。その点は鬼律や、『夷堅志』の記事と同様であるといえる⁽¹³⁾。

この城隍神のランクづけは、『上清靈宝大法』などにも見え、この考え方が道教内部では普遍的に見られるものになっていたことがわかるが、この都城隍について金允中は次のように述べている。

ただ近頃では多く天下都城隍司に牒しているが、典故を遍く考察してみるに、出典はない。宋朝が都としている地も、ただ本府城隍佑聖王となっているだけである。今は銭塘に行幸しているが、臨安府城隍廟を立て顯正王に封じているにすぎない。そもそも城とは州軍の城郭のことであり、隍とは城外の池のことである。思うにこの神は城隍のことを主するのであるから、一郡が属するものである。今もし都城

隍といえ、すなわち天下の大きさに、おそらくは一城一池によってすべてを画することはできない。秦の始皇帝の長城でさえ東は臨洮から北は遼水に至るまで、東北の半ばを画するに過ぎない。天下の大きさは、すでにそれで一池城とすることができないのであるから、都城隍と称するのは都合が悪い。そもそも城隍という言葉は、城池が存在するから、これを主する神がいるのであるから、このような城池がなければ、実はその神も置きがたいのである。朝廷のことで言えば、今都城隍の廟はなく、道教經典で言えば、出典はない。

此黄籙預告，大畧如此，或欲詳盡，則別增申牒者，臨時詳度而行，但近世多牒天下都城隍司，及遍考典故，並無所出，如宋朝建都之地，亦止有本府城隍佑聖王而已，今駐蹕錢塘，亦不過立臨安府城隍廟，已封顯正王，夫城者州軍之城郭是也，隍者城外之池是也，蓋此神乃主城隍之事，是一郡之所屬者也，今若言都城隍則天下之大，恐不可總以一城一池繞之，雖秦始皇之長城，東自臨洮北至遼水，亦甫能繞東北之半而已，天下之大，既不共成一池城，則稱都城隍者未便，夫城隍之稱，因城池之建而有神以主者爾，今無如是之城池，實難置其神矣，以朝廷言之，今無都城隍之廟，以道典言之，又無所出

金允中『上清靈宝大法』卷27-25~26

彼は「都城隍という存在には、朝廷の制度にも、道教經典にも根拠がない」といっているが、この記事からも、道教内部では、明初の洪武帝の詔に先駆けて、城隍神のヒエラルキーが出来上がっていたことがわかる。

城隍神の信仰は官製のものという以外に、人々の信仰を反映していることは台湾の祭祀を紹介する際に見たとおりであるが、宋代の道教においていち早く城隍のヒエラルキーが出来上がっていたこと、亡魂の取り締まりという役割が確立していたことは、民間の信仰を反映していたことの現れなのかもしれない。このように宋代の城隍神信仰に、民間の信仰が強く反映していたことが、明清の時代以降も官によって城隍廟の信仰がリードされながらも、人々の広い支持も失われず、城隍神の廟会がかなり盛大に行われ、それが今でも続いていることにつながっているのであろう。

3. 明初の城隍神についての詔令

城隍神信仰の歴史に大きな変革を画することになった洪武帝の詔令については、すでに濱島敦俊氏が詳しく論じている⁽¹⁴⁾。洪武二年の詔では、全国の城隍神に封号が

与えられたが、その号は首都応天府—開封^{りんごう}・臨濠^{ちんごう}・太平・和州^{ちよしゅう}・滁州—府—州—県という五段階に分けられていた。翌洪武三年の詔では、封号が廃止され、また人格神としての性格が剝奪されて、ただ「某府某州某某城隍之神」とされ、神像が廃されて神主が置かれるようになっていく。そして五段階のランクは首都—府—州—県の三段階のランクに単純化されている。この二年の詔から三年の詔への理念上の変化の背景については、濱島氏は慣習派＝中書省と理念派＝礼官という政権内部の理念上の対立から説明されている。しかしここに見られるような三段階のヒエラルキーについては、すでに道教内部で成立していたことは、すでに見たとおりである⁽¹⁵⁾。

さらに洪武三年には、厲壇の制度も定められた。厲壇はいわゆる無祀の孤魂を祀るもので、その壇や儀式的の過程、祭文などは『皇明制書』の「洪武礼制」巻7、『明集礼』巻15、『明会典』巻87などに記載されているが、ここでは『皇明制書』によって紹介することにしたい

それによれば各府・州・県では、毎年清明・七月十五日・十月一日に、無祀の鬼神を祭る。その壇は城の北郊に設け、府・州では郡厲と名付け、県では邑厲^{ゆうれい}と名付ける。祭りの供え物には、羊三匹、豚三匹、飯米三石を用い、香・燭・酒・紙(紙銭?)はよいように用いる。このときには城隍の位を壇上に設け、無祀の鬼神の位牌(府の場合ならば「本府境内無祀鬼神」とする)は壇の下の左右に設ける。

凡各府州縣，每歲春清明日，秋七月十五日，冬十月一日，祭無祀鬼神，其壇設於城北郊間，府州名郡厲，縣名邑厲祭，物牲用羊三，豕三，飯米三石，香燭酒紙隨用，至日設城隍位於壇上，設無祀鬼神牌於壇下左右(如府，則曰，本府境内無祀鬼神)，

「祭文」では、まず次のようにこの祭祀を行うゆえんを述べる。

某官は礼部の筭付^{きつぷ}に従い、本府内のすべての無祀の鬼神たちを祭祀し、皇帝の聖旨を謹み奉る。普天の下、后土の上に、人がいないことはなく、鬼神がいなくてもない。人と鬼の道は、幽と明とを異にするとはいえず、その理は一つである。そのため広い天下、多くの民衆は、必ず君を立ててこれを主とし、君はそれらを統べる。また府州県に官職を分け設けて長とする、里長まで上下の職が定まっている。人を治める法がこのようであるのと同様に神に仕える道も同じようである。天子は天地の神祇・山川を祭り、里社は土穀の神を祭るように、上下の礼も各々等級がある。しかしなお冥界にあっては、無祀の鬼神がいて、彼らはかつては生民であったが、理由がわか

らずに死ぬことになり、たとえば兵刃にあつて横死し、水火盜賊にあつて死ぬなど、横死したり死後祀ってくれる子孫がいなかったりする。これらの鬼魂は昔に死んだ者も、近いときに死んだ者も、あるいは戦乱にあい、他郷に流れ移り、子孫が絶えたりして、長い間祭祀が受けられず、名前は滅んで、祀りのリストに載せられることもない。これらの孤魂は死んでも寄る辺なく、精魂は散ぜず、凝り固まって陰霊となり、あるいは草木に付き、妖怪となり、夜空の下や風雨の時に泣き叫んでいる。この世が節令にあたっているときは、心はこの世を思うが帰るところはなく、身は落ちぶれて祭祀を望んでいる。そこで天下の有司に勅して、京都、王国、府州、県、里のレベルで祭祀を設け、神は人によって血食し、人は神を敬って礼を知るように期す。なお本所の城隍にこの祭祀を司るように命ずる。

維洪武 年 月 日、某官某遵承禮部劄付、為祭祀本府闔境無祀鬼神等衆事、該欽奉皇帝聖旨、普天之下、后土之上、無不有人、無不有鬼神、人鬼之道、幽明雖殊、其理則一、故天下之廣、兆民之衆、必立君以主之、君總其大、又設官分職於府州縣以各長之、各府州縣又於每一百戸内、設一里長以細領之、上下之職、綱紀不紊、此治人之法如此（細一作綱）、天子祭天地神祇、及天下山川、王國各府州縣、祭境内山川、及祀典神祇、庶民祭其祖先、及里社土穀之神、上下之禮、各有等第、此事神之道如此、尚念冥冥之中、無祀鬼神、昔為生民、未知何故而歿、其間有遭兵刃而横傷者、有死於水火盜賊者、有被人取財而逼死者、有被人強奪妻妾而死者、有遭刑禍而負屈死者、有天災流行而疫死者、有為猛獸毒蟲所害者、有為饑餓凍死者、有因戰鬪而殞身者、有因危急而自縊者、有因墻屋傾頽而壓死者、有死後無子孫者、此等鬼魂或終於前代、或歿於近世、或兵戈擾攘、流移於他郷、或人煙斷絶、久缺其祭祀、姓名泯没於一時、祀典無聞而不載、此等孤魂、死無所依、精魂未散、結為陰靈、或倚草附木、或作為妖怪、悲號於星月之下、呻吟於風雨之時（時一作中）、凡遇人間節令、心思陽世、魂杳杳以無歸、身墮沈淪、意懸懸而望祭、興言及此、憐其慘悽、故勅天下有司、依時享祭、在京都府有泰厲之祭、在王國有國厲之祭、在各府州有郡厲之祭、在各縣有邑厲之祭、在一里又各有郷厲之祭、期於神依人而血食、人敬神而知禮、仍命本處城隍以主此祭、

そして城隍神の役割について次のように述べていく。

およそわが府内の人民で、もし不孝で一家一族を敬

わない者、奸・盜・詐・偽を行い公法を畏れない者、曲がったことを正しいとし、善良な者をだまし圧迫する者、徭役を逃れ避け貧しい家を損なう者など、このような頑悪・奸邪・不良の徒があれば、神は必ず城隍に報告し、そのことを暴いて官府に遭わせ、軽ければ笞や杖に処して、良民と号することができないようにし、重ければ徒刑・流刑・絞殺・斬殺に処して、郷里に生還できないようにする。もし事が露見していないならば、必ず天罰に遭わせ、家を挙げて伝染病に感染させ、六畜・田蚕に利がないようにさせる。もし父母に孝順で、親族に和睦し、官府を畏れて礼法を遵守し、非違をなさず、善良正直な人であれば、神は必ずこれを城隍に達し、城隍は保護を加え、その家が平安で和睦し、農事が順調で、父母や妻子は郷里に保ち守るようにさせる。

凡我一府境内人民、儻有忤逆不孝、不敬六親者、有奸盜詐偽、不畏公法者、有拗曲作直、欺壓良善者、有躲避差徭、靠損貧戸者、似此頑惡奸邪不良之徒、神必報於城隍、發露其事使遭官府、輕則笞決杖斷、不得號為良民、重則徒流絞斬、不得生還郷里、若事未發露、必遭陰譴、使舉家並染瘟疫、六畜田蠶不利、如有孝順父母、和睦親族、畏懼官府遵守禮法、不作非為良善正直之人、神必達之、城隍陰加護佑、使其家道安和、農事順序、父母妻子保守郷里

すなわち、ここでは城隍神は、非違をなすものを罰し、孝順で礼を守り非違をなさないものに加護を加えるように期待されている。

そして城隍神に対しては、「告城隍文」において、次のような命が下される。

本処の城隍に命ずる。壇場を鎮め取り締まって、諸々の鬼たちを監察し、その中に生きているときは善良で、誤って刑罰にあい、無実の罪で死んだ者は、(城隍)神がまさに所司に届けて、彼をまた中国に生を受けさせ、太平の福を享受させるように。もしもより凶頑で、刑罰で死んだり、よい死に方をしても運良くそうなったような者は、神がまさに所司に届けて、これを四方の遠い果てに追い払うように。善悪の報いは、神が必ず私心なく、謹んで行うように。今私たちは敢えて違ふことなく、謹んで何年何月何日に、城北に壇を設し、牛・酒・吸い物・飯を置き備えて、本府の無祀の孤魂たちを享祭する。しかし幽明は境を異にし、人の力は神の力に資することは難しい。願わくは感通することを得て、今特に神に文書を発して、期に先んじて諸將を派遣して、本府内すべての鬼魂たちを召集し、その日になれば尽く

壇所に赴かせ、あまねく祭りを享受するように。神はまさに勅命を謹んで承け、壇場を鎮め取り締まって、善悪を監察し、私心なくはつきり報いるように。このためにまさに牒を発する。勘合した上で謹んでこれによって施行することを請う。

命本處城隍，以主此祭，鎮控壇場，鑿察諸鬼等類，其中果有生為良善，誤遭刑禍，死於無辜者，神當達於所司，使之還生中國，來享太平之福，如有素為兇頑，身死刑憲，雖獲善終，亦出僥倖者，神當達於所司，屏之四裔，善惡之報，神必無私，欽奉如此，今某等不敢有違謹於 年 月 日，於城北設壇，置備牲醴羹飯，享祭本府無祀孤魂等衆，然幽明異境，人力難為必資神力，庶得感通，今特移文于神，先期分遣諸將，召集本府闔境鬼靈等衆，至日悉赴壇所，普享一祭，神當欽承勅命，鎮控壇場，鑿察善惡，無私昭報，為此合行牒，請照驗欽依施行

すなわちここでは城隍神は、黄籙齋の牒文に見たように、普渡の会場に亡魂を導いてきて、彼らを監督するばかりでなく、生者や亡魂に対しその善悪に従って、報いを受けるように計らわせているのが特徴的となっている。道教ではこのような権限は与えられていなかったが、城隍があこの世の知府・知県と考えられたことが、制度的にも保障されるようになって、亡魂の死後の運命にも係わると考えられるようになっていったものと思われる。洪武初年のこの規定が、城隍神が生者や亡魂の死後の運命に関係するという、現在でも見られるような信仰が、広まるきっかけとなったといつてよいであろう。

4. 廟記に見る明代における城隍廟の変化

巫仁恕氏は、明代における城隍神信仰の変化について、次のような事実を指摘している⁽¹⁶⁾。まず宣徳・正統年間になって、明初に規定された山川・城隍神などの神祠の祭祀が衰えてきており、廟宇も頽敗してきていたこと。また先述の明初に規定された三回の厲壇における祭祀が、民間主体の城隍神の出巡という形に変化してきたことなどである。

巫氏が後者の例として引用している、萬曆年間に刊行された范濂『雲間據目抄』巻3「記祥異」中の記事には、次のように見える。

松江府の民俗では、常に祈禱・献礼を重んじるが、城隍廟が最も甚だしい。病の回復を祈ったり、福を祈ったりするようなときは、金持ちは豚と羊各一匹全部を用い、貧乏人は三牲と豚の首を用いる。これが行われない日はない。みな城隍神は靈驗があり、

人に禍福を与えることができるといっている。他の府ではこのようなことはない。清明・十月一日には、府では鼓楽によって城隍神の位牌を北郊壇に送り出し、無祀の鬼神・錢鶴阜等(?)を祀ることが、有司の公務となっている。邪な者たちは機に乗じて人々を集め、神主の代わりに木像を作り、各種の飾りや灯・旛・鼓楽・芝居を備え、これより先に線香・紙銭をもって廟に告げて、許可をもらい、列を作って迎え送る。用事があって来ないものは、城隍が廟に帰ってから、道士が名前を唱え、責め罰する。官と同じように行い、厳しく憚ることはこれにまさる。先是松江民俗，每重禱獻，而於城隍廟尤甚，如祈病祈福，富室用全猪羊，貧者用三牲猪首，日無虚晷，僉云城隍有靈，能禍福人，別府絕無此事，每年清明日，十月朔，府例以鼓樂送城隍神主，出北郊壇，祭無祀鬼神錢鶴阜等，此有司公務也，奸民甘清，乘機聚衆，刻一木像，面目肌髮如生人者，易去木主，各備彩旂・燈旛・鼓樂・戲子等項，先以香紙告廟，許出師日，身自擺列迎送，有事羈不到者，候城隍還廟，聽道士唱名責罰，如陽官一體行事，而嚴憚過之
次の記事は徐樹丕『識小録』に見える、明末の蘇州府の城隍神の祭典についてのものである。

城隍神は一年に三回出巡する。清明・中元・焼衣節(十月一日)である。古い決まりでは、虎丘まで行って孤魂を祭ることになっており、府県の官は必ず来て礼を成す事になっていたが、近年来府県の官はおごり、属官に任せて事を終えるのが常になってしまった。初めはただ府の城隍だけが出ていたのに、数年来両県の城隍も出て、まもなく各郷の土地神もことごとく出てくるようになった。観るものは雲のように多く、鼓楽や幡幢(はた・のぼり)は道をふさぎ、婦女は店を借りて観るようにならなくなった。
隍城正神一年止三出，乃清明・中元・及燒衣節也，舊規至虎丘祭孤魂，府縣官必來成禮，邇年來府縣官驕驕，委衙官了事，遂以爲常，始惟府城隍出，數年來兩縣隍亦出，未幾而各郷土地盡出，山塘一帶觀者如雲，鼓樂幡幢，盈塞道路，婦女至質屋而觀

このような変化は、厲壇の祭祀をめぐる、信仰上の問題も関係しているのではなかろうか。厲鬼・孤魂の祭祀が、古くから民間において重要な意味を持っていたことは、すでに指摘したが、明初に制度化された厲壇の祭祀では、さきに見たように、城隍神は彼らを監督する役割を担うことになっていた。それが次第に城隍が出巡することにより、彼らの活動を取り締まるという形になっていったのではないだろうか。

鄭土有・王賢森氏の『中国城隍信仰』の第五章・第一節では、各地の城隍廟の廟記六例を分析した上で、明代が城隍廟の建造史上の転換期であり、それまでの簡単に粗末なものから、壮大なものへと転換していったとしている⁽¹⁷⁾。そしてその原因として、一つには洪武帝が城隍廟の形を官衙にならうように命を下し、また明代では官衙建築の規模が巨大であったため、城隍廟の規模も法的に定まっていたこと、一つにはこの時代には城隍が「冥界の地方官」と考えられていたことから、自らの地位を高めるためにも地方官が城隍廟の建築を重視したことを挙げている。さらにその明代の城隍廟建築も、初期と中期以後の二つの時期に分けられるとして、中期以後の改修では規模が雄大になったことを指摘している。そして城隍廟の修築にあたっての一つの特色として、官と民間との協力によって進められることが、他の祠廟には見られない特色であると指摘している。

以前に浙江省の宋代の祠廟について考察した際には、同省の沿岸地方の地方志に見られる祠廟志の記事を多く利用したが⁽¹⁸⁾、その中の城隍廟についての記事からも、ここに指摘されたような事実を見いだすことができる。これらの記事の中には、明代中期以降に行われた改修にあたっての廟記が多く見いだされるが、その多くは改修を府県の長官が首唱し、住民の代表がこれを承けて、工事を進めることになっている。実際にこの手続きがどのように進められたのか、あくまでも官の主導で行われ、廟記に見えることは単にレトリックに過ぎないのかどうかは、さらに詳しく分析してみる必要がある。しかしこれ以降の時代にも、城隍神の廟会が各地で行われ、それは地方の祭典の中でも、最もにぎやかなものの一つとされていたことからしても、また廟記の記述からしても、官の政策というばかりではなく、民間の城隍神に対する信仰が、それと並行して続いて存在していたことも確かである。そしてこの時代の改修によって、正殿のほか、後殿や側殿等が設けられるようになっている。以下いくつかの県の城隍廟の例を紹介しておく。

4.1 桐郷県城隍廟

光緒『桐郷県志』によれば、この廟では天順年間に改修が行われているが、それが完成したときに書かれた呂原の「重修城隍廟記」は、はじめに明代の城隍廟制度について概説している。

わが王朝の制度では、首都から郡県に到るまで、みな廟を建てて城隍の神を祀る。郡県に長官として赴くものは、赴任の初めに、必ず礼に則って謹み謁し、あえて後れることはない。一年の間に何か事があれ

ば、山川の神や県の厲鬼は神を奉じて参加する。あるいは民のために水旱や大小の流行病の解決を祈るときには、神に詣でて告げる。そのため城隍神は祀典にも載っており、他の淫祠と一緒にできるようなものではない。

國朝之制、自京都逮於天下郡邑、咸建廟以祀城隍之神、凡官於郡邑者蒞任之初、必遵典禮祗謁、罔敢或後、歲時有事、山川邑厲輒奉神以與、或爲民禱水旱瘡札、亦詣神以告、故城隍神、祀典載焉、而非若他淫祠之可同也

光緒『桐郷県志』巻3

そしてこのたびの改修の契機と経過について次のように伝える。

…景泰三年の冬に、永平の張泰が知県となったときに、車から降りて故事に倣って城隍廟に謁した。見てみると廟の建物は老朽化しており、僅かに風雨をしのげるくらいで、安んじて明霊を奉ずるとはとても言えないことを大いに懼れた。そこで嘆いていうには、官僚となって、このことをゆるがせにできようかと。たまたまその時は饑饉でやろうとしても果たすことができなかつた。六年経って大いに稔り、ついに部下とともに廟を新しくすることを議し、俸給を献じてこのことを唱導し、同官は従い吏民もこれに応じた。しかし助けは多くなく、財用も不足していた。そこで材を求めて日にはかり、匠を召して傭工を雇った。旧廟は殿が三間軒が一間、東西の廊下には六間、前門は三間であったが、その旧殿を撤して新たにし、後ろに別殿を加え、門と廊下には囲いを加えた。

…景泰三年冬、永平張君泰、來知縣事始下車、用故事謁城隍廟、顧瞻棟宇卑陋、僅蔽風雨、妥奉明靈、大懼弗稱、因慨然歎曰、有司之職、可緩於此耶、適歲薦饑欲作弗果、越六年大稔、遂與僚佐議新其廟、而捐俸資以倡之、同官景從吏民響應、仗助不多、財用不匱、即市材諏日、召匠僦傭、廟舊有殿三間軒一間、東西廡爲間者六、前門爲間者三、於是撤其舊殿而新之、又加別殿於後門廡垣墉

同上

やはりここでも知県となった張泰が唱導し、民間の協力を仰いで計画を進めている。記述によれば、成化十年にも知県孟俊が重修を行っているが、その時の記録は残されていない。

4.2 山陰県府城隍廟

次の例は紹興府の府城隍廟のものであるが、萬曆十二年に火災に遭い、知府の蕭良幹が重建した。嘉慶『山陰県志』に載せる、彼の手になる「重建城隍廟記」によれば、

重建の資金として「始めに知府が五十金を拠出し、知府の援助が十分の一、各県の援助が十分の二、民の援助が十分の一、知府の措置するところが十分の六を分担した」という内訳を記している。そしてその工事にあたっては、遊民で正業に従事していないものを罰する意味で用いたり、悪賢い者で法を犯し許されない者をとって、これを神に結縁して過を改め善に移らせたとあるが、要するに罪人を使ったということであろう。とすれば、必ずしも人々が喜んで工事に金を出したり、労力奉仕をしたというのではなかったのかもしれない。しかし廟の建物そのものは、かなり壮大なものになっている。

重建城隍廟記略…歳甲申九月、守者不戒、廟胥以燼、守憂焉首捐俸五十金、以屬山陰丞市材俶事、而以次第營度之、十閱月工竣、前堂後寢、庭臺翼然、其高廣視舊倍三之一、而營壯堅固遠過之、左右爲兩廊、前爲重門、最前爲大門、以堪輿家忌、縮八十餘武、外爲屏垣塔庖舍、咸與維新諸凡煥然備矣、…茲廟之作、所不容已與是役也、費凡若干緡、出於守之助者十之一、出於各邑之助者十之二、出於民之助者十之一、出於守之所注措者十之六、其工則罰諸游民之不事生業者、其所注措間、取諸猾民之罹於法而不可解者、使之自結於神而動其遷善改過之念、亦所以因之爲教也 嘉慶『山陰縣志』卷21

4.3 餘姚县城隍廟

餘姚^{よよう}県の城隍廟は正徳七年に改修されているが、この時には知県の張瓚^{せん}が發起し、僧侶の文顯に託して寄付金を集め資金としている。改修に僧侶が係わった例である。光緒『餘姚縣志』に載せる嚴時泰の「城隍^{せん}廟贍田碑略」は次のように伝える。

正徳年間に城隍の古い廟は、年を経てくずれていたが、県令の張瓚が新しくしようとしたが、公費に余分がなかった。そこで僧侶で戒行の誉れの高い人を得て寄付金を集めようとした。人選が難しかったが、人々はみな呉山寺の僧である文顯・日彰上人の名をあげた。彼が来ると始めに衣鉢・無用なものを出し、唱導したところ、寄付をするものがすぐに応じて、その年のうちに完成した。

明嚴時泰城隍廟贍田碑略、正徳開城隍故祠、以歳久就頽、邑宰張侯瓚謀新之、時公帑乏羨、冀得緇流之有戒行者、勾施而難其人、衆咸舉呉山寺僧文顯、是爲日彰上人、至則首出衣孟長物、以倡一時、施者響應、不踰年而落成 光緒『餘姚縣志』卷11

4.4 上虞县城隍廟

上虞県の城隍廟では、萬曆十二年および二十五年に改修が行われており、後者の経過については、主唱者である知県の胡思仲が自ら記した廟記が、光緒『上虞縣志』に収められている。そこでもやはり官・民が協力して資金を出し合っている。

私は萬曆二十四年にこの地の長官となって神に誓い心に計って、ただ神の宮に謁してむなしくはかることはない…そこで管人に命じて五斗を拠出させて始めとし、二、三人の耆老^{きろう}に相談したところ、県の縮紳^{しん}・士民は競って資金を援助した。さらに相率いて地を拓き材を集め、(廟を)修繕して新たにし、高く大きく荘嚴になった。

胡思仲記略…余自萬曆丙申初蒞治誓神而心計曰、惟神之宮謁無虛晷、弗廓弗增弗嚴以邃、即享祀豐潔、神其據我乎、乃命筮人捐五斗、以勸始且進二三耆民相度機、而邑之縮紳士民、罔不競助帑緡、更相率作拓地聚材、葺而新之、穹然莊嚴矣、

光緒『上虞縣志』卷31

そしてこのたびの改修によって、正殿、後殿、側廊等が整備され、また冥界・地獄の様子も描かれていたという。これらの絵は冥界神としての城隍神の一面を示すといえよう。

廟視故址加廣周隅通一百丈、闕公館衍地九尺、斥置民地三丈、前爲正堂者五間、爲楹者九間、後爲寢宮九間、旁爲廊者各五間、門有井幹、衝有綽楔、欄楯外施、庖廡內列、旁廡又具、冥道變相、丹雘葶萇、庸民入而籲焉 同上

4.5 嵊县城隍廟

嵊^{じょう}県の城隍廟は成化年間に知県劉清によって重建され、弘治十一年やはり知県の徐恂^{じゅん}が増葺している。その時の経過を伝える周倅^{きゅう}「重修城隍廟記」が、民国『嵊縣志』に収められている。

(弘治)庚申(十三年)の年の冬、城隍の廟宇が、たるきが朽ち、瓦石がこぼたれ、神の住むところと称することができないようになっていたのを見て、耆老の趙衡・陳奇を召して、彼らに次のように言った。城隍廟を修繕せずに狭く汚いままおろそかにしているのは、私の明神を敬慕する心を尽くすことがないのみならず、傾きくずれた後に修繕するのは、たいへんな辛苦であり、朝廷の神を重んじ民を愛するの意にそむくだけだ。…趙衡、陳奇は県の人で、城隍が民のために立てられ、侯もまた民のために修するので、神を侮り民を虐げるのではないことを知

り、それとともに心から朝夕このことに従事し、植木の選定、瓦石の積築、職人の作業などの勤めの状況を必ず自ら監督し、先導の努めを果たすことによって、侯の意図を親身になって察することを求め、あえてさぼったりあわてることはなかった。そこで人々はみな喜んで仕事に赴き、数ヶ月にならずに廟宇は完成した。

訓導周休重修城隍廟記…庚申冬、因見城隍廟宇、榱桷朽腐、瓦石傾頽、無以稱神棲所、乃召耆老趙衡、陳奇而謂之曰、城隍不修而因陋就簡、非惟無以罄吾敬恭明神之心、且至傾頽而後修舉、未免勞攘有負朝廷重神愛民之意爾、…趙衡、陳奇邑人也、知城隍爲民而立、侯亦爲民而修、而非慢神虐民者、比故乃精白一心朝夕從事、凡夫木植之遴選、瓦石之砌築、工匠之興作、勤惰必親監臨、以倡率之務、求體恤侯意、恤敢怠違、於是衆皆樂事赴功、不數月而廟宇告成、…乃若斯廟也、前有儀門、後有正殿、正殿前足以露臺、甬道左右翼、附以便民倉舍、外有周垣、四面環繞

民国『嵯峨志』卷7

ここでは知県は耆老の趙衡・陳奇に相談し、彼らも率先して協力して完成させている。そして正殿の外に、前方に露台、左右に側廊が設けられ、倉舎も建てられて、外周は垣がめぐらされているが、これが設けられたのがこの時のことなのかどうかは明らかではない。

4.6 慈溪县城隍廟

慈溪県の城隍廟も万暦年間に改修が行われているが、この時は「年を久しく経て柱や棟が傾いてゆがみ、赤白ははっきりしなくなっている。これでは婦依し瞻仰する対象としていえるとは言えない」という状態であったのを、「邑人邵相等が、慨然として始めに自分の田を寄付して提唱した」のがきっかけとなり、広く寄付を募り、官の協力も得て、重建にあたっている。そして出来上がった廟は、左に文昌、右に地方神の趙尚書を祀っているほか、後殿に観音堂、三官殿、十王殿さらに錫胤宮(?)、折痘祠等が並び、土地神・伽藍神・華光神の神像が祀られ、僧舎が付設されるなど、かなり大規模で儒仏道そろった総合的な廟となっている。

慈城隍廟在縣治西、歲久柱棟欹撓、赤白漫漶、不稱所以皈依瞻仰之意、當事者方以歲之不易業有待也、邑人邵相等慨然首捐己田爲倡、徧贊於屋、邑有願入贊者、咸籍之勿爲限、又以舊址偏左稍隘、請於官拓地若干丈、前堂神所憑依、基高三丈八尺加高之、三丈二尺爲深加深之、五丈二尺爲廣、儀門視舊高倍之、左祀文昌、右祀趙尚書、□□傍兩廊各六間、屬

于大門、中通甬路、廟後若干楹差不及前、中觀音堂、西三官殿、又西神燕居、東十王殿、面左錫胤宮、右折痘祠、折而南祀土地・伽藍・華光三像、直北繚以周垣、僧舍附焉、凡聖茨丹雘爲神而設者、戒誓齋宿爲官而設者、莫不犁然以次脩、舉巍乎煥乎、翼翼乎前所未有也、費鎡千五百兩有奇、經始萬曆辛亥春、落成己未冬

劉伯淵「重建城隍廟碑記」光緒『慈谿県志』卷52

上に挙げた例にも見られるように、明の中期以降しばしば城隍廟の改修・重建が行われている。そしてその際には、建物が前殿・後殿および側殿を備えた、かなり壮大なものになっている。これは『中国城隍信仰』に指摘されているとおりである。このことは城隍廟に限らず、一般的にこのころから、比較的信仰を集めている大きな祠廟は、このような構成のものになっていったように見える。そしてたとえ廟の改修・重建を主唱するのが知県や知府であったとしても、主体となって活躍したのは土地の有力者たちであった。しかしこのようなことは、決してこの時代にはじめて見られるようになったことではないものと思われる。たとえば例に挙げた餘姚県の城隍廟では、元の時の重修のときでも、やはり土地の父老の協力を頼んでいる。むしろこのことは、明初に城隍廟が国家的な制度とされることはあっても、官製ではない民間主体の城隍神信仰・祭祀も、ずっと続いてきていたことを示しているのではないだろうか。

おわりに

以上南宋から明代にかけての時代における、城隍神信仰の変化の一面を見てきた。この論文では、明初の詔令に現れる城隍神のランク付け、あるいは厲壇の祭祀における城隍神の役割の先駆ともいえるべきものが、南宋時代の道教における城隍神の位置づけや役割の中にすでに見られること、官制の城隍廟制度や地方官の城隍神信仰とともに、民間における城隍神信仰の流れが、一貫して存在していたことなどを指摘してきた。この論文は粗雑なスケッチに過ぎないが、さらに廟記の分析を進めるばかりではなく、明代の筆記小説などに描かれた、城隍神をめぐるエピソードや、廟会の情景などに、城隍神信仰の実態を探る必要がある。またここでは全く触れられなかった、元代の城隍神信仰についての考察も、今後の課題としておきたい。

注

- (1) 拙稿「宋代の祠廟と祭祀」(『図書館情報大学研究報告』20-1, 2001)。
- (2) 劉還月『台灣人的祀神與祭禮』台湾・常民文化, 2000, P. 277。
- (3) 鈴木清一郎『臺灣舊慣冠婚葬祭と年中行事』台湾日日新報社, 1934, P. 404-405。
- (4) 小島毅「城隍廟制度の確立」(『思想』792号, 1990) P. 202-203。
- (5) 小島氏, 前掲論文, P. 205。
- (6) 真徳秀の祝文については, ここでは国学基本叢書版の『西山先生眞文忠公文集』に所収のものをを用いた。
- (7) 小島氏, 前掲論文, p. 203。
- (8) 前掲拙稿「宋代の祠廟と祭祀」第3章第1節。
- (9) 小島氏, 前掲論文, p. 203。
- (10) Johnson, David. 'The City-God cults of T'ang and Sung China', Harvard Journal of Asiatic Studies, vol. 45-2, p.449.
- (11) 拙稿「道教呪術「天心法」の起源と性格: 特に「雷法」との比較を通じて」(『図書館情報大学研究報告』20-2, 2001)。
- (12) 拙稿「宋代の葬儀: 黄籙齋と儒教の葬礼」(『図書館情報大学研究報告』20-1, 2001) p. 45-48。
- (13) 明初に成立した厲壇の制度の源流が, 宋代の城隍神信仰にあるのではないかという指摘は, すでに金井徳幸氏によってなされている(金井徳幸「宋代の厲鬼と城隍神: 明初「祭厲壇」の源流を求めて」, 『立正大学東洋史論集』第13号, 2001)。氏は主として宋代の城隍神と厲鬼の信仰との関わりからこの流れを論じており, 氏の厲鬼信仰の捉え方には疑問の残る点も少なくないが, 興味深い指摘も多くなされている。ここではこの点については論じることができなかった。
- (14) 濱島敦俊「明初城隍考」(『榎博士頌寿記念東洋史論叢』, 汲古書院, 1988)。
- (15) 鄭土有, 王賢森氏の『中国城隍信仰』(中国・上海三聯書店, 1994) p. 102では, 『統文献通考』群祀考三を引き, 元の時に全国級の性格をもった都城隍が出現したとしているが, この資料では上都・大都に城隍廟が建てられたとしているだけで, これが都城隍の性格をもったものなのかは明らかではない。
- (16) 巫仁恕「節慶・信仰與抗爭: 明清城隍信仰與城市群衆的集體抗議行為」(『中央研究院近代史研究所集刊』第34期, 2000), 第二章「明清城隍信仰之變遷: 以江南城隍爲中心」
- (17) 前掲『中国城隍信仰』, 第五章「宇楼參差氣勢宏」第一節「從簡陋到堂皇: 城隍廟建造史之追尋」。
- (18) 前掲拙稿「宋代の祠廟と祭祀」第1, 2章
(平成15年9月30日受付)
(平成15年12月24日採録)